

第17回 高松市新型コロナウイルス対策本部会議

日 時 令和3年1月29日(金)
午後4時30分から
場 所 本庁舎13階 大会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 新型コロナワクチンの接種体制について

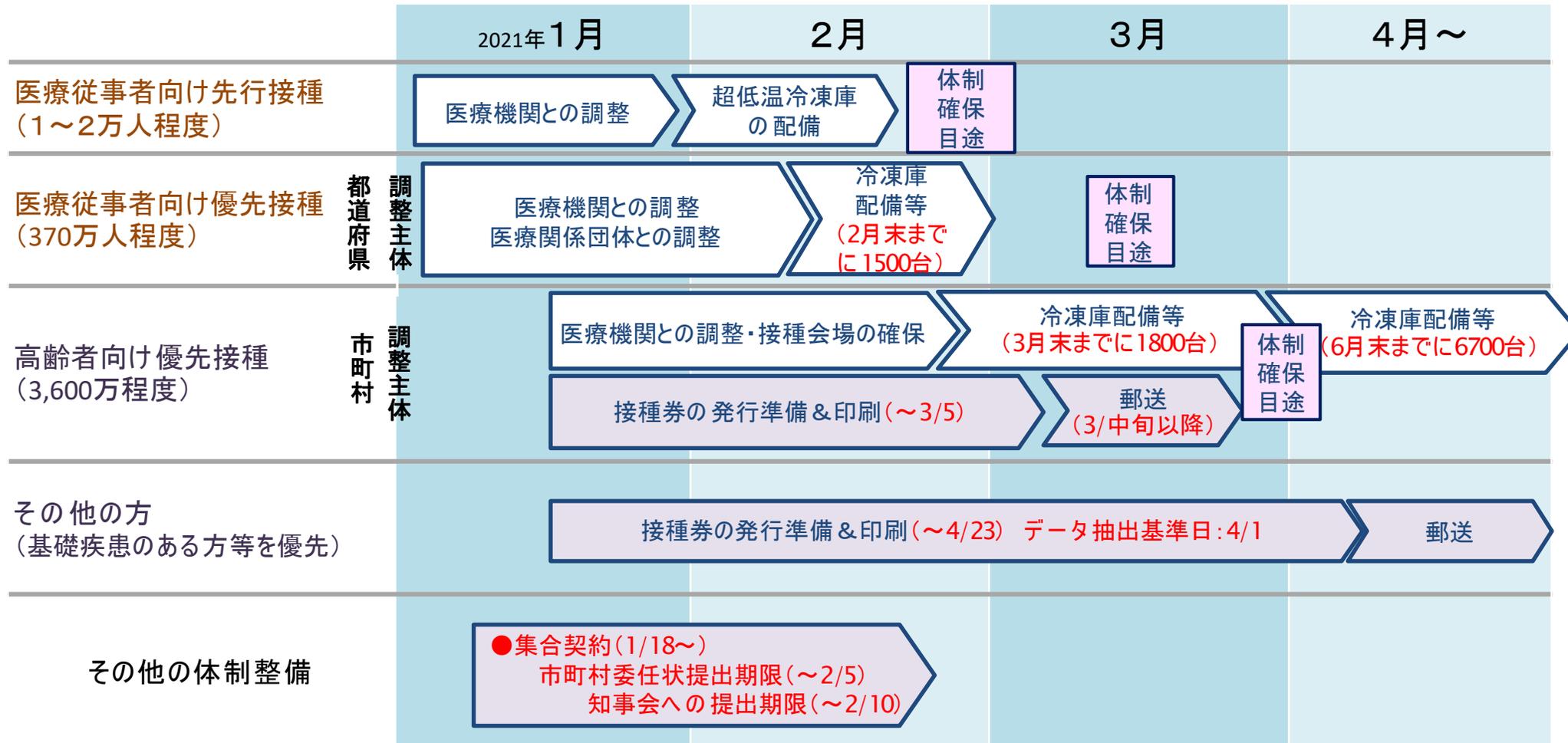
(2) 香川県の感染拡大防止対策期における対応について

3 各局からの周知事項

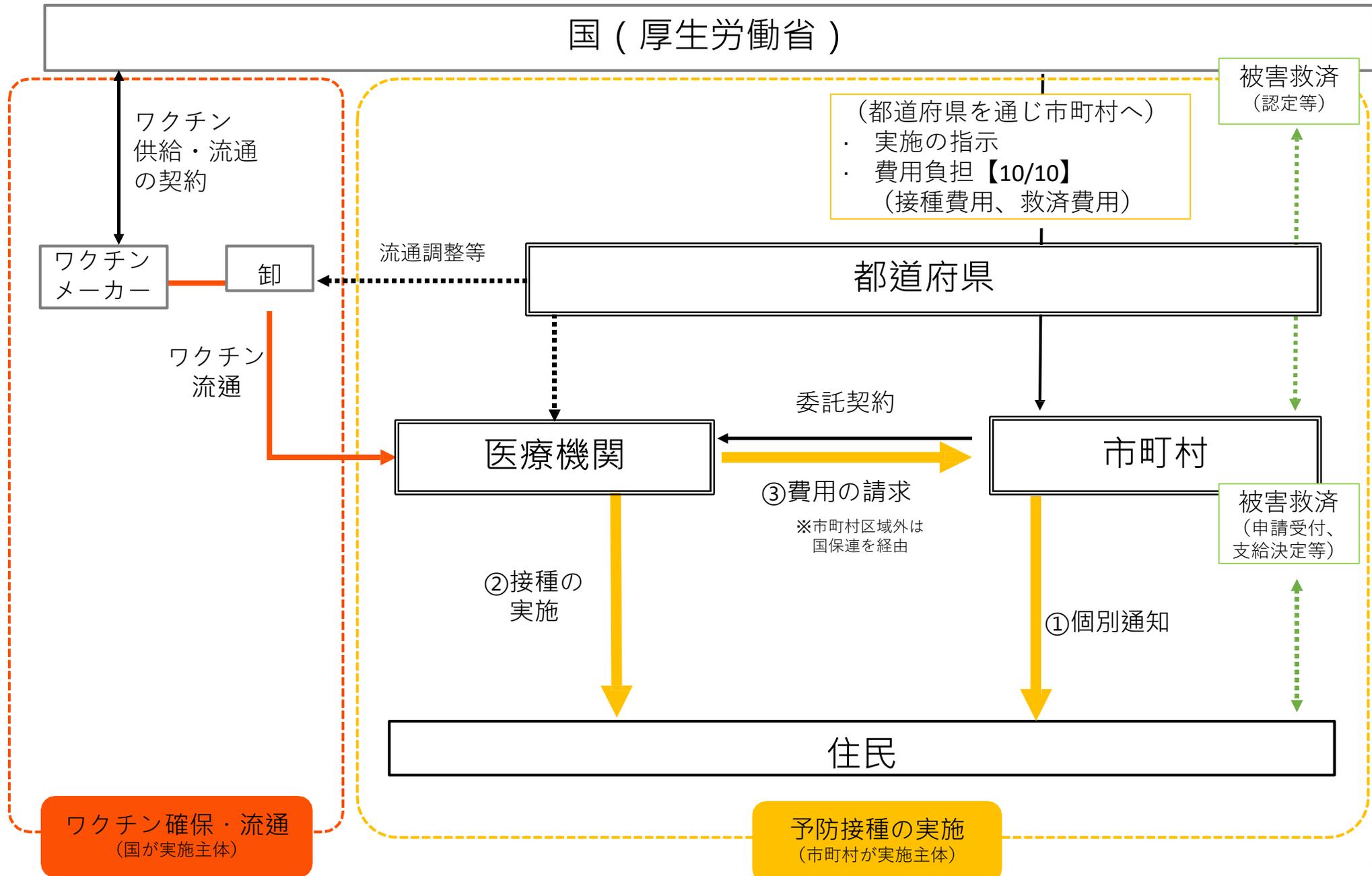
(1) 特別追加経済対策事業の実施状況について(創造都市推進局)

4 閉 会

○ ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、都道府県・市町村と連携して、接種体制を整える。



注: 優先順位は検討中の案に基づく

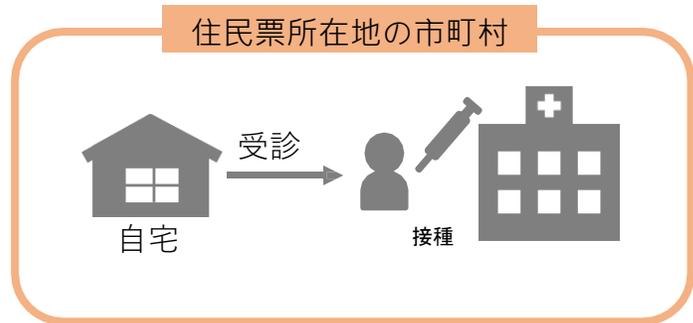


接種場所の原則と例外について

- 新型コロナウイルスワクチンの接種は、平時の定期接種と同様に、各地域で住民向けの接種体制を構築することから、住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とする。
- ただし、長期入院、長期入所している等のやむを得ない事情による場合には、住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができることとする。

原則（住所地内で接種）

- 住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けることが原則とする。
- 市町村は住民向けの接種体制を構築する。



平時の定期接種と同様

例外（住所地外で接種）

- 長期入院、長期入所している方等のやむを得ない事情による場合には、例外的に住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができる。

やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している者の例

市町村への申請が必要な方

- 出産のために里帰りしている妊産婦
- 遠隔地へ下宿している学生
- 単身赴任者 等

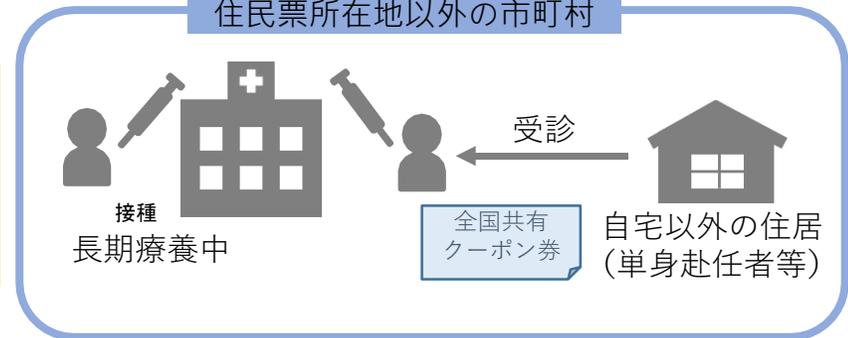
市町村への申請が不要な方

- 入院・入所者
- 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- 災害による被害にあった者
- 拘留又は留置されている者、受刑者 等

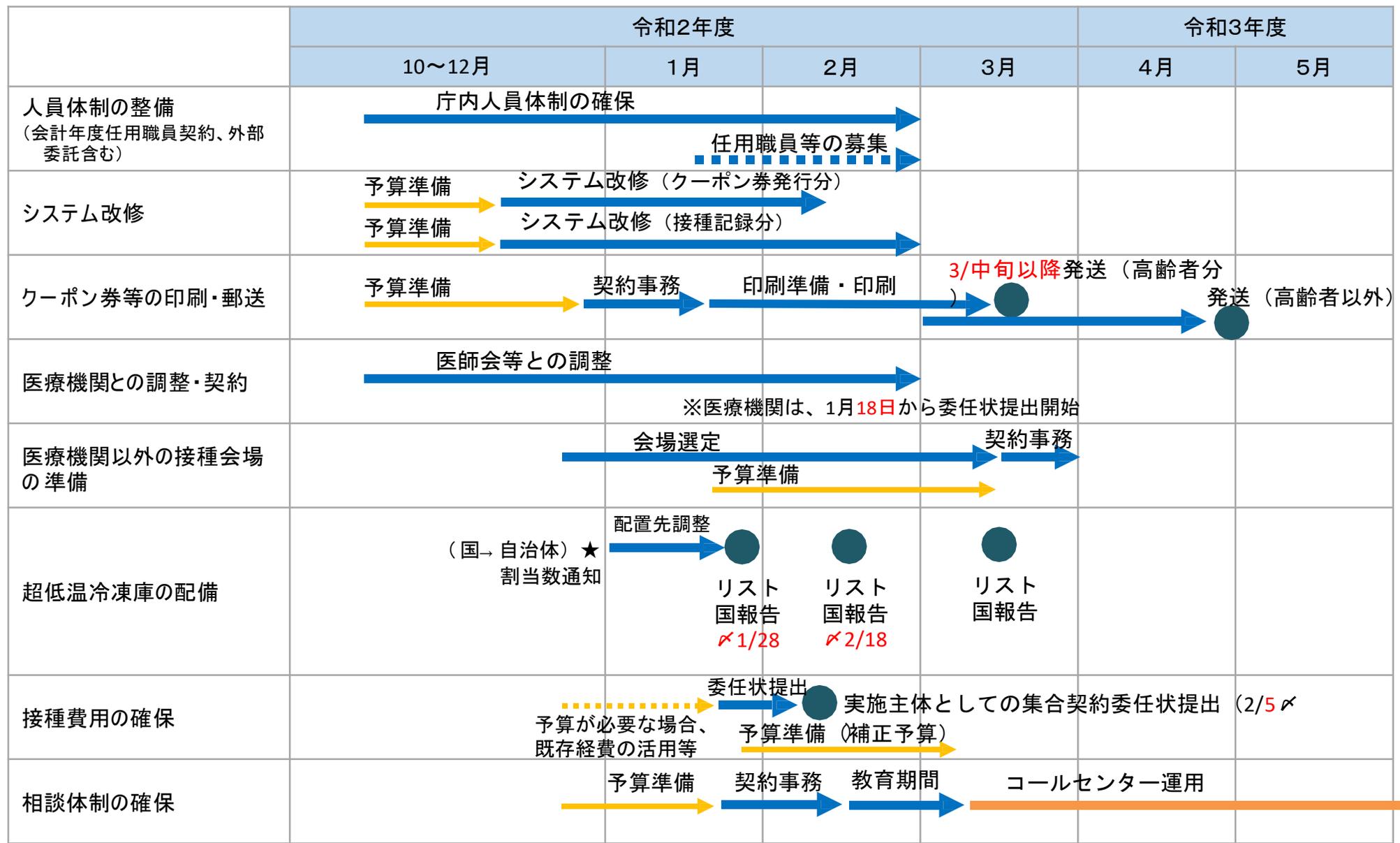
住民票所在地の市町村



住民票所在地以外の市町村



体制確保に係る市町村準備スケジュール（イメージ）



国から自治体への情報発信等	(10/23)★ 要綱・要領	★★ 手引き① 説明	会① ★★ 手引き② 説明	明会②	◆ 集合契約締結 ※接種実施医療機関等は随時追加可
---------------	-------------------	---------------	------------------	-----	------------------------------

高松市の住民接種体制構築について

1 発送に関するスケジュール（国の想定）

※接種時期は未定

	発送区分(R4.3.31時点の満年齢)	印刷時期	データ抽出基準日	発送(予定)
①	65歳以上	R3.3.5	R3.1.1	3月中旬以降
②	その他の方	R3.4.23	R3.4.1	4月以降

2 超低温冷凍庫(-75℃対応ディープフリーザー)の割当台数

自治体名	2月中	3月中	4月中	5月中	6月中	計
高松市	4	4	5	9	7	29

高松市の住民接種体制構築について

3 進捗状況

(1) 外部委託

システム改修、接種券印刷業務等に着手

(2) 関係団体

ア 地元医師会にワクチン住民接種の協力要請。ワクチン接種を円滑に進めるための検討会を立ち上げ、協議中。

（市内医療機関を対象とした説明会の開催を含め、これまでに5回開催）

イ 地元歯科医師会、薬剤師会等に対し、住民接種に係る情報提供。

(3) 接種会場の確保

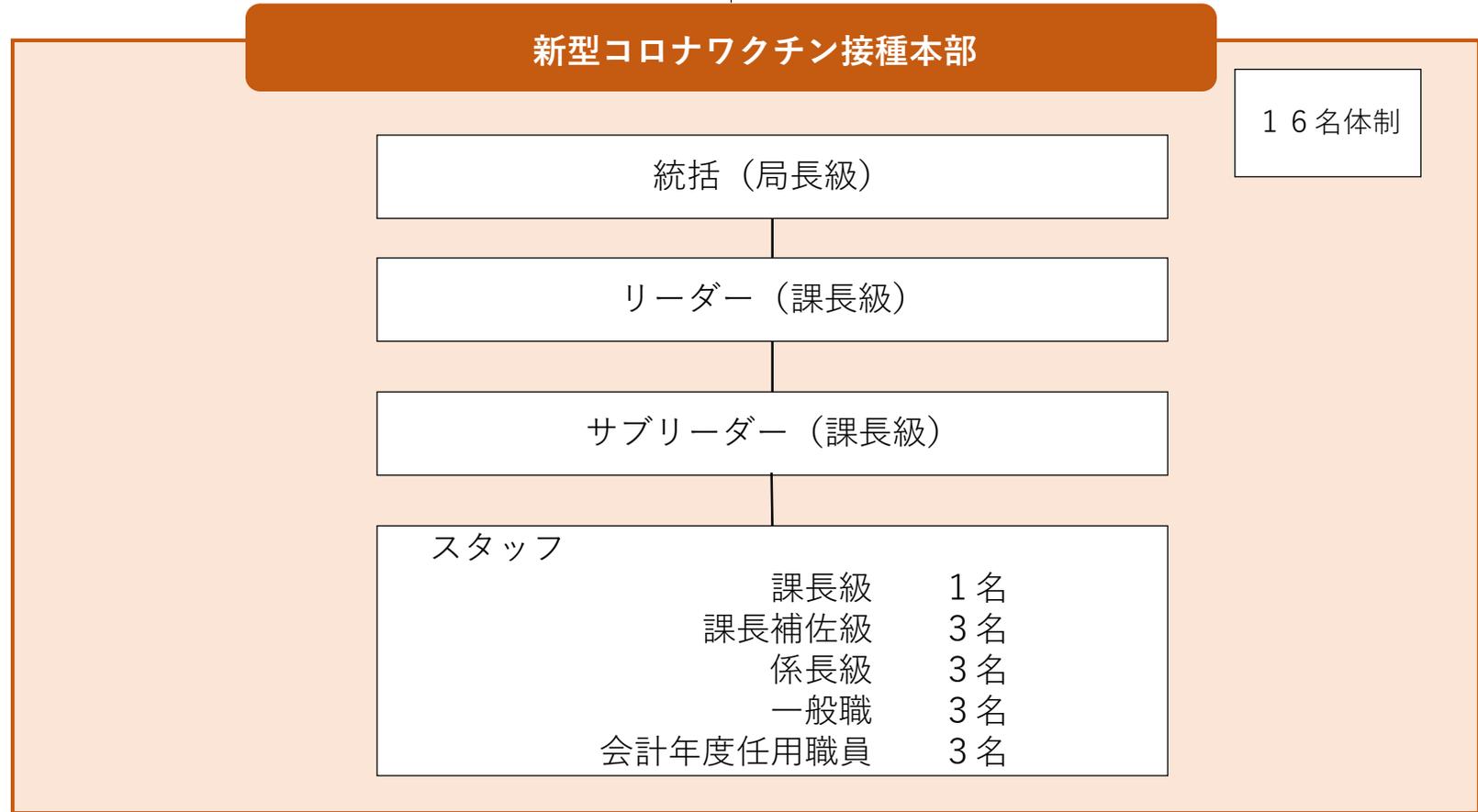
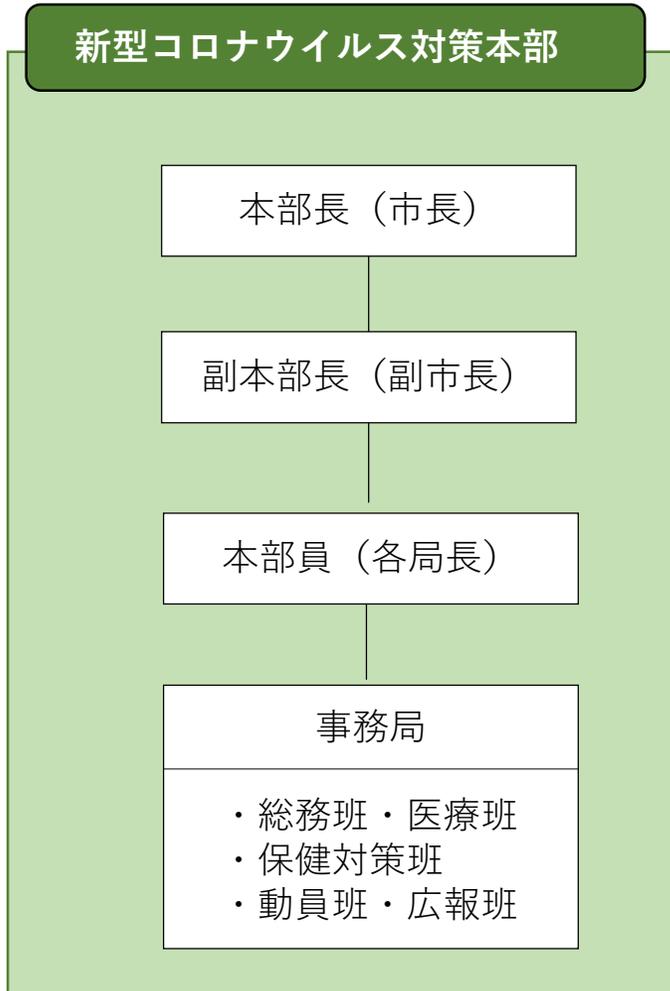
ア 個別接種（基本型接種施設）

市内の病院を訪問して、ディープフリーザー（-75℃対応）の設置について依頼中

イ 集団接種

市有施設を中心に、エリアごとに集団接種ができるよう複数会場を調整中

新型コロナウイルスワクチン接種実施体制



※ 発足日 … 1月 29日 (保健所保健予防課内に設置)
(当初は現在の従事職員・・・課長級3名、課長補佐級1名、係長級1名、一般職1名、会計年度任用職員1名。
他の職員については2月4日付けで発令(1月29日内示)する)

直近1週間の 累積新規感染者数	先週1週間の 累積新規感染者数
51人	90人

1月 累積新規感染者数 (1月27日現在)	12月 累積新規感染者数
312人	158人

指 標	1月27日現在	(参考) 国分科会提言 (R28.7) における指標及び目安	
		ステージⅢ	ステージⅣ
①直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 5.3人 <直近1週間(1.21~1.27) 51人、うち病院・施設 のクラスター関連を除くと44人 4.6人 >	1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
②感染経路不明者数の割合	33.3% <①の51人のうち感染経路不明は17人>	50%以上	
③直近1週間と先週1週間の比較	0.6 <先週1週間(1.14~1.20) 90人、うち病院・施設 のクラスター関連を除くと56人 0.8 >	1を超える	
④病床のひっ迫具合 (病床全体)	29.6% <入院患者59人 / 病床199床>	20%以上	50%以上
〃 (うち重症者用病床)	3.8% <重症患者1人 / 病床26床>	20%以上	50%以上
⑤療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり 16.5人 <158人 [入院59、宿泊療養等99]>	10万人当たり 15人以上	10万人当たり 25人以上
⑥直近1週間のPCR陽性率	1.9% <陽性51 / 検査数2680>	10%以上	

令和3年1月 8日

令和3年1月28日改正

○対策期間：1月30日（土）～2月12日（金）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

（1）外出について

- 県内における不要不急の外出については、慎重に検討するよう協力要請
 - 他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討するよう協力要請
また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあっては、特に慎重に検討するよう協力要請
 - 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
 - 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
別添1（省略）：気をつけていただきたいこと
 - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
 - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
別添2（省略）：業種別ガイドライン
 - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
 - 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に利用することを協力要請
別添3（省略）：かがわコロナお知らせシステム
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

（2）新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
別添4（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 別添5**（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
別添6（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請

別添 2 (再掲) : 業種別ガイドライン

別添 7 (省略) : 今後における適切な感染防止対策

別添 8 (省略) : 飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添 3 (再掲) : かがわコロナお知らせシステム

別添 9 (省略) : 掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請

○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請

○時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

○医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請

- ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
- ・症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用すること
- ・手洗い・手指消毒を徹底すること
- ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
- ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
- ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

○介護施設等の設置者に対し、県及び高松市が当該施設従事者を対象に緊急に実施する一斉検査の受検に協力することを協力要請

3. 催物(イベント等)の開催(法第24条第9項)

○催物(イベント等)の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請
協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添 10 (省略) : 催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添 11 (省略) : 催物(イベント等)の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

○適切な感染防止対策を講じた上で、開館

5. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

(別紙「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応」のとおり)(省略)

介護施設等における新型コロナウイルス感染症の拡大を未然に防止するため、従事者に対し、一斉検査を緊急実施

- 対象者 県内所在の介護施設等に勤務する従事者の方
約15,000名（県分9千人、高松市分6千人）
- 検査方法 唾液採取によるPCR検査
希望する施設に対し検体採取容器を配布
- 実施時期 令和3年2月から開始（予定）
- 予算額 81,000千円

令和3年1月29日

○飲食業営業継続応援金

	申請件数	申請店舗数	交付決定件数	交付決定店舗数	交付決定額(千円)
1月15日~27日	1,388	1,635	1,350	1,594	159,400

○宿泊業営業継続応援金

		申請件数	申請施設数	交付決定件数	交付決定施設数	交付決定額(千円)
1月15日~27日		87	87	87	87	17,900
内 訳	旅館・ホテル	46	46	46	46	13,800
	簡易宿所	41	41	41	41	4,100

○たかまつキャッシュレス消費拡大キャンペーン【第2弾】

	ポイント付与額の累計①	消費喚起額①×4
1月5日~27日	約4億円相当	約16億円超